

会 員 各 位

公益社団法人 全日本病院協会
会 長 猪 口 雄 二
病院のあり方委員会
委員長 徳 田 禎 久

ACP (Advance Care Planning) 及び緊急時の事前指示書について

日頃は全日本病院協会の活動につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、終末期医療への対応について、2018年4月の診療報酬改定・介護報酬改定で、複数の項目でガイドラインを踏まえた対応を行うことが要件とされましたため、全日本病院協会では、この度、ACP(Advance Care Planning) 及び緊急時の事前指示書について、見本を作成し、ご案内することといたしました。

ACPとは、ここでは、患者が将来、自分の考えを伝えられなくなった時に備えて、これから受ける医療やケアについて、患者の考えをご家族や医療従事者に明らかにして、文書に残す手順を指します。

終末期医療の治療方針(胃瘻、IVH、輸液、その他)については、患者さん本人の希望に沿う事が第一です。本人に確認できない時には家族等の人や医療代理人に伺うこととなります。この場合は主治医を中心とした医療チームと複数の家族等や代理人で話し合います。話し合いは1回とは限らず、必要に応じて数回行う事もあります。その際に必要な書類の見本が【書類A】です。地域包括ケア病棟(床)や介護医療院の一部では必要です。参考資料が【書類B】です。

急性期病院においては特に緊急蘇生処置を行うかについて、あらかじめ患者さんの希望を伺っておくことが必要です。患者さんに確認できない場合はやはり家族等や代理人に伺うこととなります。その場合使用する書類の見本が【書類C】です。表には蘇生術の説明が書かれており、裏には重症時、急変時に治療方針の希望を確認して署名を頂くようになっており、変更可能になっています。この場合説明は主に主治医が行いますが、場合によっては、医療チームと複数の家族で話し合う事もあり得ます。

いずれの場合も全日病の終末期医療に関するガイドライン、厚生労働省の人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドラインを参考にしてください。

これらはいくまで見本ですので、各病院で適宜変更してご利用ください。

【別添資料】

- ・書類A ACPの手引き、ACPチェックシート
- ・書類B ACPポスター、ACPマニュアル、ACPガイドライン、ACPカンファレンスレポート、ACPカンファレンスフロー
- ・書類C 重症時・急変時の治療方針確認書

【参考】

- ・全日病の終末期医療に関するガイドライン
https://www.ajha.or.jp/voice/pdf/161122_1.pdf
- ・厚生労働省の人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>